

## 佐賀市競争入札参加資格審査要領

佐賀市競争入札参加資格審査要領（平成28年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、佐賀市が行う建設工事の請負契約及び測量、建設コンサルタント等業務の委託契約に係る競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格及びその審査について必要な事項を定めるものとする。

（競争入札参加の条件）

第2条 競争入札に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人その他の競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 市税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- (5) 営業を行うに当たり、法令の規定により官公庁等の許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者
- (6) 建設工事の請負契約については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び第27条の24の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
- (7) 競争入札参加資格の申請に係る書類に虚偽の事実を記載した者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく裁判所の更生手続開始決定又は民事再生法の規定に基づく裁判所の再生手続開始決定がなされている者を除く。）
- (9) 次のアからカに該当する者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(競争入札参加資格の審査)

第3条 競争入札参加資格の審査は、2年に1回定期に行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、随時に行うことができる。

2 市長は、前項の審査を行うときは、市報その他の方法により当該審査に必要な事項について公示するものとする。

(競争入札参加資格審査の申請)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、佐賀市競争入札参加資格審査申請書(競争入札参加資格申請書提出要領で定める。以下「申請書」という。)に必要な添付書類を添えて、市長に競争入札参加資格の審査の申請をしなければならない。

(審査結果の通知)

第5条 市長は、前条の申請をした者の競争入札参加資格について審査した結果、競争入札参加資格を有していると認めるときは、その者に対し、佐賀市競争入札参加資格認定通知書(様式第1号又は様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(有資格者名簿)

第6条 市長は、競争入札参加資格を有していると認める者について、名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成するものとする。

2 有資格者名簿の有効期間は、競争入札参加資格の審査を定期に行った日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。

3 有資格者名簿は、公表するものとする。

(競争入札参加資格の取消し)

第7条 有資格者名簿に登載された者が、申請書の虚偽記載等不正な手段により競争入札参加資格を取得したと認められるとき、又は第2条各号のいずれかに該当すると判明したときは、市長は、その者の競争入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により競争入札参加資格を取り消したときは、佐賀市競争入札参加資格認定取消通知書(様式第3号)によりその旨を通知するとともに、有資格者名簿からその者を抹消するものとする。

(変更等の届出)

第8条 有資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更届に必要な書類を添えて、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(競争入札参加資格の承継)

第9条 有資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる者が当該有資格者名簿に登載された者の競争入札参加資格を承継しようとするときは、佐賀市競争入札参加資格承継承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 有資格者名簿に登載された者が個人事業者であって、その者の代表者が死亡、高齢その他の理由により、営業の一切を譲渡することとなったとき 当該代表者の相続人その他の一般承継人
- (2) 有資格者名簿に登載された者が個人事業者であって、その者が新たに法人格を取得したとき 当該法人格を取得した者
- (3) 有資格者名簿に登載された者が、認定を受けたすべての業種(以下「認定業種」という。)に係る営業の一切を譲渡することとなったとき 当該営業の一切を譲り受けた法人
- (4) 有資格者名簿に登載された者が合併したとき 当該合併の後に存続又は設立した法人
- (5) 有資格者名簿に登載された者が企業組合等を設立したとき 当該企業組合等

2 市長は、前項の規定による申請を行った者(以下「承継申請者」という。)が次の各号のいずれにも該当するときは、競争入札参加資格の承継を承認し、佐賀市競争入札参加資格承継承認通知書(様式第5号又は様式第6号)により通知するものとする。

- (1) 有資格者名簿に登載された者の認定業種に係る営業の一切が、当該有資格者名簿に登載された者から承継申請者に現に移転したと認められるとき。
- (2) 承継申請者が、申請時において、有資格者名簿に登載された者の認定業種に係る資格要件を満たしているとして認められるとき。

3 承継申請者が承継する業種の承継後の総合点数及び等級は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号又は第2号に規定する事由により承継するときは、有資格者名簿に登載された者が認定されていた総合点数及び等級
- (2) 第1項第3号、第4号又は第5号に規定する事由により承継するときは、有資格者名簿に登載された者のうち等級が上位の者の主観点に、営業譲渡、合併又は設立の直後に通知を受けた総合評定値通知書の総合評定値を加えて算出する総合点数及びその点数に応じた等級

(実地調査)

第10条 市長は、第4条の申請、第8条の規定による届出又は前条の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請又は届出の内容について、実地に調査することができる。

(資格審査委員会)

第11条 第4条の申請をした者の競争入札参加資格について適正な審査を行うため、佐賀市競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

2 資格審査委員会は、前項の審査のほか、次の事項について決定を行う。

- (1) 工事業種別の等級区分及びその発注金額
- (2) 等級格付における審査項目
- (3) 競争入札参加資格を有していると認めた者の等級
- (4) その他競争入札参加資格審査に係る必要な事項

(資格審査委員会の組織)

第12条 資格審査委員会は、総務部に属する事務を分担する副市長（以下単に「副市長」という。）、総務部長、政策推進部長、農林水産部長、都市戦略部長、建設部長、総務部副部長、政策推進部副部長、農林水産部副部長、都市戦略部副部長、建設部副部長及び副市長が指名する者をもって組織する。

2 資格審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長が不在のとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理し、委員長及び副委員長がいずれも不在のとき又は欠けたときは、建設部長がその職務を代理する。

(資格審査委員会の会議)

第13条 資格審査委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 資格審査委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 資格審査委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、委員長が特に輕易と認めるもの、随時に競争入札参加資格の審査を行うもの又は緊急を要するものについては、回議により資格審査委員会の会議の開催に代えることができる。

5 資格審査委員会の審議は、非公開とする。

(庶務)

第14条 資格審査委員会に関する事務は、契約監理課において処理する。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、資格審査委員会で定める。

附 則

この要領は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

佐市 第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印  
(契約監理課取扱い)

年度 佐賀市競争入札参加資格認定通知書（建設工事）

先に申請がありました標記の件について、審査の結果、競争入札参加資格があると認定しましたので、佐賀市競争入札参加資格審査要領第5条の規定により通知します。

1 認定された工事種別、主観点及び等級

業種 コード	工事種別	主観点	等級	業種 コード	工事種別	主観点	等級
01	土木一式			16	ガラス		
02	建築一式			17	塗装		
03	大工			18	防水		
04	左官			19	内装仕上		
05	とび・土工・コンクリート			20	機械器具設置		
06	石			21	熱絶縁		
07	屋根			22	電気通信		
08	電気			23	造園		
09	管			24	さく井		
10	タイル・れんが・ブロック			25	建具		
11	鋼構造物			26	水道施設		
12	鉄筋			27	消防施設		
13	ほ装			28	清掃施設		
14	しゅんせつ			29	解体		
15	板金						

※ 記載事項に虚偽の申請があった場合は、競争入札参加資格を取り消します。

※ 申請書の記載事項に変更が生じたとき等は、届け出てください。

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 次回の受付時期

有効期間の末日の約6か月前には市のホームページ等に掲載しますので、確認をお願いいたします。個別の御案内は、行いません。

様

佐賀市長 図  
(契約監理課取扱い)

年度 佐賀市競争入札参加資格認定通知書（業務委託）

先に申請がありました標記の件について、審査の結果、競争入札参加資格があると認定しましたので、佐賀市競争入札参加資格審査要領第5条の規定により通知します。

1 認定された業種名

	業 種 名	認定		業 種 名	認定		業 種 名	認定	
測 量	測量一般		土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト  (建 設 コ ン サ ル タ ン ト )	河川砂防		土 木 関 係 コ ン サ ル タ ン ト	交通量調査		
	地図調整			港湾			環境調査		
	航空測量			電力土木			経済調査		
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建築一般			道路			分析解析		
	意匠			鉄道			宅地造成		
	構造			上水道			電算関係		
	暖冷房			下水道			計算業務		
	衛生			農業土木			資料整理		
	電気			森林土木			施工管理		
	建築積算			水産土木			地質調査		
	機械積算			廃棄物			補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト	土地調査	
	電気積算			造園				土地評価	
	工事監理(建築)			都市計画				物件	
工事監理(電気)		地質		機械工作					
工事監理(機械)		土質基礎		営業補償					
調査		鋼構造		事業損失					
耐震診断		トンネル		補償関連					
地区計画		施工計画		総合補償					
		建設環境		不動産鑑定					
		建設機械		登記手続					
		電気電子		その他					

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 次回の受付時期

有効期間の末日の約6か月前には市のホームページ等に掲載しますので、確認をお願いいたします。個別の御案内は、行いません。

様式第3号（第7条関係）

佐市 第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印  
(契約監理課取扱い)

年度 佐賀市競争入札参加資格認定取消通知書

年 月 日付けで認定していました競争入札参加資格については、下記のとおり取り消したので、佐賀市競争入札参加資格審査要領第7条第2項の規定により通知します。

記

1 取り消した競争入札参加資格の工事種別等

工事種別又は業種名	等級

2 取消理由



様式第4号（第9条関係）

佐賀市競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

承継申請者 本社（店）住所

商号又は名称

代表者職氏名

実印

佐賀市競争入札参加資格審査要領第9条の規定により、次のとおり競争入札参加資格を承継したいので必要書類を添えて申請します。

承継理由		
<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 組織変更 <input type="checkbox"/> 吸収合併 <input type="checkbox"/> 新設合併 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
承継する営業内容		
<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部（ ）		
承継内容	承継前	承継後
許可番号 許可年月日 許可業種		
所在地 商号又は名称 代表者職氏名 電話番号 FAX番号		
受任者所在地 営業所等の名称 受任者職氏名 電話番号 FAX番号		
資格認定がある 工事種別及び等級又は業種名		

様

佐賀市長 印  
(契約監理課取扱い)

年度 佐賀市競争入札参加資格承継承認通知書（建設工事）

先に申請がありました標記の件について、競争入札参加資格の承継を承認しましたので、佐賀市競争入札参加資格審査要領第9条第2項の規定により通知します。

1 承継を承認した工事種別、主観点及び等級

業種 コード	工事種別	主観点	等級	業種 コード	工事種別	主観点	等級
01	土木一式			16	ガラス		
02	建築一式			17	塗装		
03	大工			18	防水		
04	左官			19	内装仕上		
05	とび・土工・コンクリート			20	機械器具設置		
06	石			21	熱絶縁		
07	屋根			22	電気通信		
08	電気			23	造園		
09	管			24	さく井		
10	タイル・れんが・ブロック			25	建具		
11	鋼構造物			26	水道施設		
12	鉄筋			27	消防施設		
13	ほ装			28	清掃施設		
14	しゅんせつ			29	解体		
15	板金						

※ 記載事項に虚偽の申請があった場合は、競争入札参加資格を取り消します。

※ 申請書の記載事項に変更が生じたとき等は、届け出てください。

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 次回の受付時期

有効期間の末日の約6か月前には市のホームページ等に掲載しますので、確認をお願いいたします。個別の御案内は、行いません。

様

佐賀市長 印  
(契約監理課取扱い)

年度 佐賀市競争入札参加資格承継承認通知書（業務委託）

先に申請がありました標記の件について、競争入札参加資格の承継を承認しましたので、佐賀市競争入札参加資格審査要領第9条第2項の規定により通知します。

1 承継を承認した業種名

	業種名	承認		業種名	承認		業種名	承認
測量	測量一般		土木関係建設コンサルタント（建設）	河川砂防		土木関係コンサルタント	交通量調査	
	地図調整			港湾			環境調査	
	航空測量			電力土木			経済調査	
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般			道路			分析解析	
	意匠			鉄道			宅地造成	
	構造			上水道			電算関係	
	暖冷房			下水道			計算業務	
	衛生			農業土木			資料整理	
	電気			森林土木			施工管理	
	建築積算			水産土木			地質調査	
	機械積算			廃棄物		補償関係コンサルタント	土地調査	
	電気積算			造園			土地評価	
工事監理（建築）		都市計画				物件		
工事監理（電気）		地質			機械工作			
工事監理（機械）		土質基礎			営業補償			
調査		鋼構造			事業損失			
耐震診断		トンネル			補償関連			
地区計画		施工計画			総合補償			
		建設環境			不動産鑑定			
		建設機械			登記手続			
		電気電子			その他			

※ 記載事項に虚偽の申請があった場合は、競争入札参加資格を取り消します。

※ 申請書の記載事項に変更が生じたとき等は、届け出てください。

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 次回の受付時期

有効期間の末日の約6か月前には市のホームページ等に掲載しますので、確認をお願いいたします。個別の御案内は、行いません。